

練馬区の取り組み ・補助金等について

ー環境施策と設備設置補助等事業ー

練馬区環境部環境課

1. 練馬区の環境施策について

- (1)練馬区環境基本計画2011(後期計画)
- (2)練馬区地球温暖化対策実行計画(地域施策編)(従来の練馬区地球温暖化対策地域推進計画)

2. 設備設置補助等の事業について

- (1)太陽光発電設備設置補助
- (2)平成29年度練馬区再生可能エネルギー・省エ ネルギー設備設置補助制度(個人)
- (3)国や都の補助について
- (4)地球温暖化対策に係る事業の紹介

ア 計画策定の経緯

策定年月	計画名	解説
平成22年12月	練馬区環境基本計画2011 (以下「基本計画」という。) 計画期間:平成23年度~30年代初頭	区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な 推進のため、30年代初頭までを期間とする計画を策 定し、具体的な施策に取り組んできました。
平成21年3月	練馬区地球温暖化対策地 域推進計画	練馬区の温室効果ガス排出量を抑制するための個別 計画として策定し、基本計画と一体的な推進を図って きました。
平成27年3月	みどりの風吹くまちビジョン	今後の区政運営の方向性を明らかにするもの
平成27年6月	みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン	みどりの風吹くまちビジョンを実現する工程を示すも の
平成28年3月	練馬区エネルギービジョン	住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社 会をめざしたもの

国や東京都の環境行政においては、東日本大震災後の社会的背景の変化に対応した新たな環境基本計画が策定されました。また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的な枠組みやわが国のエネルギー政策に対応した目標へとそれぞれ刷新されました。

平成29年3月	練馬区環境基本計画2011 (後期計画)	基本計画を策定してから6年が経過し、こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図るため
	計画期間:平成29年度~31年度	

イ 計画の位置づけ

後期計画は、練馬区環境基本条例に位置づけられる環境の保全に関する基本的な計画に相当します。また、みどりの風吹くまち ビジョンを環境面から推進する下位計画としての 位置づけです。

加えて、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)として策定した練馬区地球温暖化対策地域推進計画を基本計画の改定に伴い包含しました。

同時に、環境の保全に関する施策を推進するための個別計画の体系化を担う計画です。 また、関連計画についても環境関連施策として体系化しています。



ウ 望ましい環境像

後期計画では、上位計画であるみどりの風吹くまちビジョンおよび環境都市練馬 区宣言における区のめざす姿や目標を踏まえ、「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を望ましい環境像として定め、環境面からのまちづくりを推進します。



工 基本目標

望ましい環境像の実現に向け、5つの分野別の基本目標を位置づけました。



オ 目標の達成に向けた施策 (Ⅱ 自立分散型エネルギーのまちをつくる)

省エネルギー・省CO2の取組、再生可能エネルギーを含む分散型エネルギーの利用を促すための仕組みづくりにより、身近な暮らしや事業活動を環境負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくことをめざします。

エネルギーのベストミックスと省エネルギーを両輪として、地域全体のエネルギーセキュリティの確保と、効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した地域社会をめざします。

基本施策 Ⅱ - 1 災害時のエネルギーセキュリティを確保する

基本施策 Ⅱ -2 分散型エネルギーの普及を拡大する

基本施策Ⅱ-3 省エネルギー化を推進する

重点事業

区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援

1. (2)練馬区地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (**従来の練馬区地球温暖化対策地域推進計画**)

ア 区の温室効果ガス削減目標

後期計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき策定する、練馬区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含しました。温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおりとしました。

長期目標

平成42年度(2030年度)までに 26.0%削減する。

短期目標

平成31年度(2019年度)までに 9.2%削減する。

※基準年度はいずれも平成25年度(2013年度)

練馬区では、家庭部門 からのCO2排出量が全 体の約5割を占めるねり! (平成25年度)

1. (2)練馬区地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (**従来の練馬区地球温暖化対策地域推進計画**)

イ 温室効果ガス削減 短期目標達成のための行動メニュー

みんなで達成!家庭でできる温室効果ガス削減!

目標達成のための取組



2. (1)太陽光発電設備設置補助



練馬区では平成18年度に太陽光発電設備設置補助を開始し、平成28年度末までに2,555件の補助を行ってきました。

平成29年度も引き続き補助を行っています。

また、太陽光発電設備以外にも強制循環型太陽熱利用システムを補助しています。

(参考)太陽光発電設備の普及状況

全国の普及率:総務省統計局のデータによると、平成25年に調査した結果、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅が全国で157万戸あり、普及率は

3.0%となっています。

練馬区内の普及率:経済産業省のデータによると、 太陽光発電設備の導入件数が平成27年12月末時点 で5,483件です。また、28年1月1日現在の家屋数 (H28練馬区統計書より)は約14万5千戸あり、普及率 は約3.5%となりました。



2. (2) 平成29年度練馬区再生可能エネルギー省エネルギー設備設置補助制度(個人)



区民や事業者などが太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムなどの発電・給湯システムを設置した方に、抽選で設置費用の一部を補助(国や東京都の補助制度と合わせて申請可能)。

	補助対象設備	補助金額
1	太陽光発電設備	上限60,000円
2	強制循環式太陽熱利用システム	上限25,000円
3	自然冷媒ヒートポンプ給湯器 【エコキュート】	上限25,000円
4	カ゛スエンシ゛ン・コーシ゛ェネレーションシステム【エコウィル】	上限25,000円
5	家庭用燃料電池システム【エネファーム】	上限60,000円
6	蓄電システム	上限60,000円
7	ビークル・トゥ・ホームシステム	上限25,000円
8	窓の断熱改修	上限20,000円

2. (3) 国や都の補助について

ア 国が実施する補助金は、別途手続きが必要になりますので、詳細は以下のホームページをご覧ください。

○蓄電池システム : 環境共創イニシアチブ

https://sii.or.jp/renovation27r/

〇電気自動車充給電設備 : 次世代自動車振興センター

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/

〇家庭用燃料電池システム : 燃料電池普及促進協会

(エネファーム) https://www.fca-enefarm.org/

イ 都が実施する補助金は、別途手続きが必要になりますので、詳細は以下ホームページをご覧ください。

○東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クールネット東京)
https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/
*パンプレットをご覧ください。

2. (4)地球温暖化対策に係る事業の紹介

練馬区(環境課)ではさまざまな地球温暖化対策を行っています。

実施時期	事業名	概要		
6月5日(月) から7日(水) まで	環境月間行事 「スタート!エコライフ2017」 ※区役所アトリウムにて	環境省主唱により実施している6月の環境月間にあわせて、練馬区の呼びかけにより「ねり☆エコ」主催で、暮らしのエコのヒントや区の環境への取組みなどを紹介します。		
7-8月	ねりま打ち水大作戦	誰にでも気軽にできて、ヒートアイランド対策にもなる「打ち水」を周知、啓発します。		
ねりま打ち水大作戦(打ち水強化期間:7月23日(日)から8月23日(水) ※今年は8月4日(金)を練馬区内一斉打ち水の日と銘打って、区役所本庁舎前において打ち水イベントを予定しております。 ついては、区民のみなさまも、それぞれの地域・場所で一斉に打ち水をして、特に暑いといわれる練馬区を一緒に冷やしてみませんか!				
7-8月	環境作文コンクール	小中学生を対象に環境問題に対する関心や意識を高めることを目的に昭和49年度から実施しています。		
10月	「エコライフチェック」	区民の「環境に配慮した生活(エコライフ)」を広めることにより、日常の生活における二酸化炭素の排出を抑制し、足元からの地球温暖化対策を目的に平成18年度から実施しています。		

練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー 設備設置補助に関するお問い合わせ先



練馬区環境部環境課地球温暖化対策係 補助金担当 03-5984-4706 まで ご清聴ありがとうございました。